

(様式第1号)

平成24年度 第58回 芦屋市建築審査会 会議録

日 時	平成25年2月1日(金) 10:00~11:00
場 所	芦屋市役所 北館2階第3会議室
出 席 者	委 員 辻井 一成 堀家 正則 石川 永子 趙 玫妊 安元 兆 常城 晋治 事 務 局 森本 勝則 尾高 尚純 五島 慶太 庄司 貴弘
事 務 局	建築指導課
会議の公開	公 開
傍 聴 者 数	0 人

1 会議次第

(1) 議題

第1号議案 道路に接しない敷地内に一戸建ての住宅を増築する件(浜町)

(2) その他

第59回全国建築審査会長会議報告, 第42回県下建築審査会長会議報告
審査請求の手引きについて
芦屋市住みよいまちづくり条例の改正について
次回の建築審査会について

2 提出資料

第58回建築審査会資料

3 審議経過

開会

(1) 第1号議案

議 題: 道路に接しない敷地内に一戸建ての住宅を増築する件(浜町)

(事務局から審査会資料(付近見取図, 配置図, 平面図等)を用いて計画の概略の説明を行った。)

辻井会長：通路部分の所有者と申請敷地の所有者は親族関係にあるのか。

五島：親族関係がなく、北側の敷地所有者とその他の所有者で空地部分を所有しているようです。

堀家委員：許可するにあたり問題点はないのか。

森本課長：本件の通路は建築基準法42条2項道路の要件に該当していないため、建築基準法の道路扱いしておりません。

通路幅員に問題がありますので、通路部分を法42条2項道路と同等に扱い、通路中心から2m後退すれば支障はないと考えております。

堀家委員：通路部分について今後も現状を維持し続けるしかないのか。

森本課長：過去に通路西側の敷地の所有者から宅地割りの相談があった際に当該通路を拡幅し、建築基準法上の位置指定道路とするよう指導したことがあるが、指定基準であるすみ切りを確保することができないため、計画を断念しております。

石川委員：以前に許可した案件の増築計画であること、消防部局の同意が得られていることから特に問題はないと考える。

辻井会長：本件について、同意すると決定してよろしいか。

全委員：異議なし。

議 決 事 項

第1号議案 - 同意する。

(2) その他

第59回全国建築審査会長会議報告

第42回県下建築審査会長会議報告

- ・辻井会長より会議報告及び会議資料の回覧を行なった。

審査請求の手引きについて

- ・今後、相談があれば審査請求の手引きを窓口にて配布する予定。

芦屋市住みよいまちづくり条例の改正について

- ・芦屋市住みよいまちづくり条例の改正に伴う、まちづくり協定制度及び最低敷地面積の規制変更の概要説明を行なった。

次回の建築審査会について

- ・現在のところ諮問案件がないため、必要に応じて日程調整を行なうこととした。

閉会

以 上